

平成19年12月秋田市議会定例会提出予定案件

	件名	説明												
	「条例案」 9 件													
1	秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 休息時間を廃止するため、改正しようとするもの ○改正要旨 休息時間を廃止するもの ○施行期日 平成20年1月1日から												
2	秋田市職員給与条例の一部を改正する件	○改正理由 一定の年齢に達した職員に係る昇給の号俸数について定めるとともに、災害派遣手当および緊急医療等従事手当の支給について定めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 55歳（医師にあっては、57歳）に達した職員に係る昇給の号俸数については、2号俸を標準とするもの - 緊急の医療業務等に従事する医師等に対して、1回につき2万円以内の緊急医療等従事手当を支給することとするもの - 災害対策基本法の規定に基づき本市に派遣された職員に対して、以下のとおり災害派遣手当を支給することとするもの （単位：円） <table border="1"> <tr> <th>滞在期間</th><th>公用施設</th><th>その他</th></tr> <tr> <td>30日以内の期間</td><td>3,970</td><td>6,620</td></tr> <tr> <td>30日を超え60日以内の期間</td><td>3,970</td><td>5,870</td></tr> <tr> <td>60日を超える期間</td><td>3,970</td><td>5,140</td></tr> </table> ○施行期日 公布の日から。ただし、一部の規定は平成20年1月1日および平成21年1月1日から。条例の施行に関し所要の経過措置を規定する。	滞在期間	公用施設	その他	30日以内の期間	3,970	6,620	30日を超え60日以内の期間	3,970	5,870	60日を超える期間	3,970	5,140
滞在期間	公用施設	その他												
30日以内の期間	3,970	6,620												
30日を超え60日以内の期間	3,970	5,870												
60日を超える期間	3,970	5,140												

3	秋田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 陸路に係る路程の計算方法を改めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 旅費の計算上必要な陸路に係る路程の計算は、地方公共団体の長等により証明された路程により行うこととするもの ○施行期日 公布の日から。施行日以後に出発する旅行から適用する旨の経過措置を規定する。												
4	秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例を設定する件 ・企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）：平成19年5月11日公布、同年6月11日施行	○設定理由 企業立地の促進等により産業集積の形成等を図るために設定する産業集積区域内における固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要 旨 1 産業集積区域内に設置する家屋等について、3箇年度固定資産税を課税免除することができることとする。 2 課税免除を受けようとする者は、申請書を市長に提出しなければならないこととする。 ○施行期日 公布の日から												
5	秋田市個別排水処理施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する件	○改正理由 個別排水処理施設整備事業の分担金の適正化を図るため、改正しようとするもの ○改正要旨 分担金の額を次のように改める。 （単位：円） <table border="1"> <thead> <tr> <th>人槽区分</th><th>改正後</th><th>現 行</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td><td>88,200</td><td>93,900</td></tr> <tr> <td>6人槽および7人槽</td><td>110,400</td><td>109,500</td></tr> <tr> <td>8人槽から10人槽まで</td><td>149,500</td><td>139,200</td></tr> </tbody> </table> ○施行期日 平成20年4月1日から。ただし、一部の規定については公布の日から。条例の施行に関し所要の経過措置を規定する。	人槽区分	改正後	現 行	5人槽	88,200	93,900	6人槽および7人槽	110,400	109,500	8人槽から10人槽まで	149,500	139,200
人槽区分	改正後	現 行												
5人槽	88,200	93,900												
6人槽および7人槽	110,400	109,500												
8人槽から10人槽まで	149,500	139,200												
6	秋田市手数料条例の一部を改正する件 ・所得税法等の一部を改正する法律（平成19年法律第6号）：平成19年3月30日公布、同年9月28日施行	○改正理由 租税特別措置法の一部改正（平成19年法律第6号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 規定を整備するもの												

		○施行期日 公布の日から ○改正理由 建築基準法の一部改正（平成19年法律第19号）等に伴い、建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料等を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 開発整備促進区における建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料および防災街区整備地区計画の区域における建築物の容積率の特例認定申請手数料を27,000円とするほか、規定を整備する。 ○施行期日 公布の日から
7	秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する件 ・都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成19年法律第19号）：平成19年3月31日公布、同年9月28日施行 ・都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（平成18年法律第46号）：平成18年5月31日公布、平成19年11月30日施行	○改正理由 市営住宅の入居者の資格等に暴力団員でないことを加えるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 市営住宅に入居できる者の条件に、暴力団員でないことを加える。 2 市営住宅に同居しようとする者又は入居者の地位の承継をしようとする者が暴力団員であるときは、その承認をしないこととする。 3 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、市営住宅の明渡しを請求することができることとする。 4 駐車場を使用することができる者の条件に、暴力団員でないことを加える。 ○施行期日 平成20年1月1日から。条例の施行に関し所要の経過措置を規定する。
8	秋田市営住宅条例の一部を改正する件	○改正理由 特定公共賃貸住宅の入居者の資格等に暴力団員でないことを加えるため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 特定公共賃貸住宅に入居できる者の条件に、暴力団員でないことを加える。 2 特定公共賃貸住宅に同居しようとする者又は入居者の地位の承継をしようとする者が暴力団員であるときは、その承認をしないこととする。
9	秋田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する件	

10 字の区域を設置する件

○施行期日 平成20年1月1日から。条例の施行に関し所要の経過措置を規定する。

○県営ほ場整備事業（雄和新波地区）の施行に伴い、字の区域を設置するため、議会の議決を求めようとするもの

字名	設置区域
雄和新波字新波	雄和新波字志開、雄和新波字下モ野、雄和新波字新町、雄和新波字竹ノ花、雄和新波字碓り、雄和新波字寺沢、雄和新波字山崎、雄和新波字清水木、雄和新波字志田野、雄和新波字大巻および雄和新波字大袋の各一部

11 字の区域を設置する件

○県営ほ場整備事業（雄和女米木地区）の
施行に伴い、字の区域を設置するため、議
会の議決を求めようとするもの

字名	設置区域
雄和女米木字女米木	雄和女米木字宝生口、雄和女米木字猫沢、雄和女米木字石川、雄和女米木字長面、雄和女米木字山崎、雄和女米木字六百刈、雄和女米木字水里および雄和戸賀沢字五石前の各一部
雄和戸賀沢字戸賀沢	雄和女米木字長面、雄和女米木字水里、雄和戸賀沢字五石前、雄和戸賀沢字御江田および雄和戸賀沢字片田の各一部

12 市道路線を廃止する件

○ほ場整備に伴い、ほ場整備事業区域に編入する路線等を整理するため、廃止しようとするもの

・ 廃止路線 2 路線 延長 208.50m

13 市道路線を認定する件

○宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの

・認定路線 13路線 延長945.13m

※認定後の市道総延長 約1,960km

※根拠法：道路法第8条第2項

14	西部地域市民サービスセンター（仮称）建築工事請負契約を締結する件	○西部地域市民サービスセンター（仮称）建築工事請負契約を締結しようとするもの ・工事場所 秋田市新屋扇町271番地 1 他 ・契約金額 788,130,000円 ・契約先 中田・加藤特定建設工事共同企業体 ・工期 平成21年 4 月24日まで ・工事概要 RC造地上 3 階建て一部 4 階建て 延べ床面積3,548.75m² ・建物用途 支所、多目的ホール、地域活動支援室、子育て支援室、備蓄倉庫、会議室 他 ※根拠法：地方自治法第96条第1項
15	西部地域市民サービスセンター（仮称）電気設備工事請負契約を締結する件	○西部地域市民サービスセンター（仮称）電気設備工事請負契約を締結しようとするもの ・工事場所 秋田市新屋扇町271番地 1 他 ・契約金額 129,956,400円 ・契約先 千代田電気工業株式会社 ・工期 平成21年 4 月24日まで ・工事概要 建築工事に伴う電気設備工事 ※根拠法：地方自治法第96条第1項
16	土地を出資する件	○公立大学法人国際教養大学へ土地を出資するため、議会の議決を求めようとするもの ・土地の所在 雄和椿川字奥椿岱193番地 2 ほか 5 筆 ・土地の種類 学校用地 ・土地の面積 46,223.55m² ・土地の価額 503,836,695円 ・出資の目的 同大学の財産的基礎とするため ※根拠法：地方自治法第96条第1項
17	土地を買い入れる件	○新屋比内町市営住宅の建替住宅用地として取得しようとするもの ・土地の所在 新屋比内町162番 1 の内ほか 9 筆 ・土地の種類 山林、畑、保安林 ・土地の面積 9,153.02m² ・予定価格 211,814,531円 ※根拠法：地方自治法第96条第1項

「 予 算 案 」 9 件		
18	平成19年度秋田市一般会計補正予算（第4号）の件	○資料別紙
19	平成19年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第2号）の件	○資料別紙
20	平成19年度秋田市中央卸売市場会計補正予算（第1号）の件	○資料別紙
21	平成19年度秋田市農業集落排水会計補正予算（第1号）の件	○資料別紙
22	平成19年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第1号）の件	○資料別紙
23	平成19年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第2号）の件	○資料別紙
24	平成19年度秋田市病院事業会計補正予算（第1号）の件	○資料別紙
25	平成19年度秋田市水道事業会計補正予算（第1号）の件	○資料別紙
26	平成19年度秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）の件	○資料別紙
「 追加提案 」		
「 人 事 案 」 3 件		
27	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○人権擁護委員笹村淳子氏の任期満了（平成20年3月31日）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの ※根拠法：人権擁護委員法第6条第3項
28	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○人権擁護委員澤口龍文氏の任期満了（平成20年3月31日）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの
29	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○人権擁護委員田中伸一氏の任期満了（平成20年3月31日）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの